

学び直し

『日本労働研究雑誌』編集委員会

文部科学省は2020年度の概算要求において生涯にわたる学びの推進として、社会のニーズに対応したりリカレント教育の基盤整備や産学連携による実践的なプログラムの拡充等、社会人の学び直しの総合的な充実を掲げた。この動きは厚生労働省や経済産業省といった関係省庁と連携しており、厚労省は「働き方改革」の一環として、雇用保険法を改正し教育訓練給付を拡充すべく、制度の改正を行ってきた。ここで、なぜこのような「学び直し」の施策がいま推進されているのか、その歴史的背景はいかなるものであり、現在どのような課題があるのか、そして、「学び直し」の施策は学校と労働市場との関係の中でどのように位置づけられるのかについて理解を深めなければ、その必要性を十分に感じとり実行に移すことができない。「学び直し」を個人、学校、企業、国、社会はどのように受け止めていけばよいのか、このような問題意識で本特集を企画することとなった。

まず、岩崎論文『「学び直し」に至る施策の変遷』では、経済的ナショナリズム下、経済的ナショナリズム崩壊後、グローバル経済以降の3つの時期に注目し、それぞれの時期において「学び直し」がどのような目的で主張されてきたのかについて概観している。現在の経済グローバル化のもとでは、人材育成は企業外での実施が予想され、政策的な環境整備が求められている。日本では、1998年に雇用保険法改正によって教育訓練給付が成立し、国政レベルで雇用の流動化政策が検討され、「大学＝18歳入学」という日本型モデルを打破する方策をどのように実行につなげていくかが議論された。また、企業による能力開発の対象とされない層（若者や女性等）の職業キャリアが円滑に形成される仕組みが必要であると、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者数の増加が目指された。しかしながら、個人の自発性に基づくものではなく、産業界から要請される訓練という側面が強いこの施策においては、学習機会や職業訓練をコーディネート

ネットする専門職の配置など総合的政策としての制度設計が必要であると指摘する。そして、「学び直し」は社会の経済・文化・社会生活の構造的変化に対応するものとして、教育の意義の再定義を求めるものであると述べる。

つぎの向後論文「社会人の学び直し——オンライン教育の実態と課題」では、日本のこれまで、そしてこれからのオンライン教育の課題について検討している。生涯教育は「教育→仕事→引退」という単線ではなく、マルチステージの人生を生き抜くための自己投資であるが、日本では未だマージナルな存在に過ぎないと喝破する。学び直しの障害となる要因として「高い、忙しい、自分に合わない」という3点があるが、オンライン教育はこれを乗り越える手段となり得るとする。既存のオンライン教育について概観し、他国と異なり日本のオンライン教育はドロップアウト率が高いことが課題だが、これを克服するためには、オンライン学習のための基礎スキルを身につけること、学術的な基礎スキルのトレーニングをすること、実践現場へ結びつけるために経験の累積による思考の硬直化を脱すること、そして、オンライン共同体を形成することが必要であると指摘する。オンライン教育は時間的・空間的・レベル的自由度が高く、個別にカスタマイズできるため、対面授業の代替でも劣化コピーでもなく、それ自体が独自に設計され、最適化された上で、対面での教育とブレンドされ、バランスよく実施される価値があると評価する。

「教育」がもつイメージからリカレント教育政策の課題を分析したのが、佐々木論文「政策としての『リカレント教育』の意義と課題——『教育を受け直す権利』を足がかりとした制度設計にむけて」である。リカレント教育は教育政策と労働政策の交差点に位置させなければ政策としての実効性が担保できないが、日本ではその必要性和緊急性を認知しているにもかかわらず、現実には戦略性に乏しい職業訓練の域を出ないも

のと化し、十分に履行されないまま不発に終わってきたと指摘する。「教育」とは子どもを対象とするものとの思い込みがあるため、社会人は教育を受けさせられたり教育されたりする客体となることを嫌悪し、社会の側は社会人の学習は自己責任として社会的な条件整備をしてこなかった。「学び直す」という営みは、「学習し直す—学習活動を行い直す—教育を受け直す—教わり直す」といった構造で成り立っているが、法整備が進めば、実質的に国民に「教育され直す義務」が課される一方で、国民が「教育を受け直す権利」の主体であることが疎外される危険も生じると危惧する。

上記の3論文で日本のこれまでの「学び直し」の施策の問題が指摘されてきたが、それではうまく「学び直し」ができていく国はあるのだろうか。鈴木論文「フランスにおける職業キャリア途上の職業訓練制度」は、フランスの職業訓練に関する法と制度を概観し、フランスの職業訓練制度の特徴として、職業訓練受講中の休暇および収入保障がなされていること、職業訓練の運営に労使、特に産業別組合が大きくかかわっていること、職業訓練個人口座（CPF）とPTPといった職業訓練制度の適切な住み分けが目指されていることを挙げている。PTPとは、職種変更のための職業訓練受講を促すため2018年に創設された仕組みで、使用者に対し職業訓練休暇を請求することで労働時間のなかでとることができる休暇である。フランスでは職業訓練は受講者本人のみならず、最終的には使用者にも利益をもたらす制度であるとの意識が強く、その結果、職業訓練制度の運営は労使によって行われ、PTPでは職業訓練の内容の決定に受講者本人以外の専門家も関与している。本稿を通し、フランスの制度は、それぞれの産業の実情に即した職業訓練を実施しやすい制度設計になっていると評価している。

フランスでは使用者にも利益をもたらすと考えられている「学び直し」だが、実際、どのような効果があるだろうか。田中論文「リカレント教育の経済への影響」では、海外の事例も参照しながら考察し、リカレント教育の効果は労働者のニーズとプログラム内容とのマッチングに依存することを明らかにしている。具体的には、従来の学校教育とリカレント教育の関係が補完的となるケースでは、一般に、リカレント教育が雇用、所得、人的資本、経済成長にプラスの影響を及

ぼすが、代替的となるケースでは、必ずしも明確なプラスの影響は見出されていないことを明らかにした。しかし、代替的なりカレント教育といっても初等・中等教育レベルの労働者と高等教育を受けている労働者とは効果が異なるため、日本では復職を目指す女性など、高等教育を受けた労働者に対する代替的なりカレント教育プログラムの開発がますます必要とされていると指摘している。

最後の本田論文「世界の変容の中での日本の学び直しの課題」は、新型コロナウイルスの流行によって変容の必要性が顕著となったこの世界の中で、学校教育と労働市場両方のあり方と相互の結びつきを見直す重要性を強調する。新型コロナの流行は、国家間・国家内の対立、抑圧、不平等の悪化の危険、デジタル情報の飛躍的な高まり、地球環境問題の重要化といった諸課題を露呈させたが、学び直しはこれらの課題に対処するための方策として、今後いっそう必要となるといえる。今後は制度的・政策的に、主に初等中等教育段階でのデジタル技術をも活用した個人個人の関心を尊重した「水平的多様性」のベクトルを埋め込むこと、学び直しの機会の提供として立地、時間、費用などの障害への対処、学び直しの経験や意欲が活発である「ジョブ型」の採用と雇用への転換が急務だと提言する。他方で、学び直し自体が強迫性を含むと、そこから外れた人間を排除し、「能力主義」的な意識や政策・制度の再生産にもつながる恐れがあると警鐘を鳴らす。学び直しは排除や非難などの懲罰から解放し、肯定的な「権利」として位置づけなおすこと、そのための制度的基盤を整えることが求められているとする。

6つのいずれの論文もこれまでの日本において「学び直し」があまり根付かなかったことを指摘すると同時に、「学び直し」の重要性を確認することとなった。国が推進する「学び直し」においてはITを活用した手段も検討されてきたが、奇しくも2020年、新型コロナの影響で社会全体のオンライン化が急速に進み、既存の社会のあり方が少なからず変容することとなった。本特集が、新時代の労働と学び、そして人生のあり方を考えるきっかけとなれば幸いである。

責任編集 中島ゆり・深町珠由
(解題執筆 中島ゆり)